

第25回(2018年度)全国クラブチームサッカー選手権三重大会 大会要項

1. 主 催 一般社団法人 三重県サッカー協会 1種社会人部
2. 大会責任者 一般社団法人 三重県サッカー協会 1種社会人部 北寺 秀彰
3. 運営責任者 一般社団法人 三重県サッカー協会 1種社会人部 北寺 秀彰
〒513-0024 鈴鹿市野辺2丁目20-10
(自)059-382-8403 (勤)059-370-1216
4. 大会期日 2018年7月15日(日)・7月22日(日)
5. 試合会場 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿
いがまちスポーツセンター
6. 参加資格 H30年度(公財)日本サッカー協会に登録された1種(準加盟を含む)のチームであって、かつ全国社会人サッカー連盟に登録されたチームであること。
①Jリーグ、JFL、地域リーグ、自衛隊、自治体職員、大学・高専・専門学校の連盟に加盟していないチームであること。
②大学・高専・専門学校生の単独チームでないこと。但し、同一学校の選手が5名以内であれば大学・高等専門学校・専門学校生の単独チームとは見なさない。
7. 大会規定 参加チームは会場入り後、本部受付に立ち寄り、当日のメンバー記入用紙/交代用紙を事前に受け取ること。
 - (1) 選手エントリー数はWeb登録選手とし、外国籍選手は3名まで含めることができる。
なお、参加申込書提出後におけるエントリー選手の追加は認める。
ただし、試合当日までにWeb登録完了し、選手登録費の振込みも完了していること。
なお、県リーグ出場はリーグ決定事項に順ずる。
 - (2) 外国籍選手は同時に3名まで試合に出場できる。
 - (3) 参加選手は日本サッカー協会発行の**※選手証**を持参すること。なお、選手証には規定の顔写真が貼りつけてあること。(追加選手は申請書発行中記録でも可能)
メンバー表提出は試合開始70分前に選手証を持参し提出すること。
※2018年度より電子登録証の提示となります。
 - (4) 試合時間 ★ 試合時間は70分(35-10-35)とし、時間内同点の場合は20分(3分)(10-10)の延長戦(決勝)を
なお同点の場合はPK方式により次回戦に進むチームを決める **☆準決・即PK方式とする(インターバル)**
 - (5) 選手交代は7名登録中の5名までとする。
 - (6) 競技規則は日本サッカー協会制定の2018年7月15日現在における最新のものを適用する。
 - (7) 試合用ユニフォームは公益財団法人日本サッカー協会ユニホーム規定に準じたデザイン・色彩とし、正副色違いのものを各1着(合計2着)用意し、試合毎に持参すること。
 - (8) 試合用ボールは各チームで用意する。

- (9) チームベンチに入ることのできる人数は、交代要員7名、役員5名(合計12名)とする。
- (10) 試合に出場する選手には、一切の装身具の着用を認めない。
- (11) 審判員については三重県サッカー協会・審判委員会からの派遣を依頼する。
- (第四審判員は社会人部で実施 ※準決勝主審のみとし、副審はチームから各1名・4級審判以上のもの選出)
- (12) 試合中、競技者の負傷の程度を確かめるためにピッチに入ることを許される役員の数
は2名とする。
試合中及び練習中でのケガ・事故については各チームが責任をもって対処すること。
(いかなる場合においても、主催者及び主管団体はその責任を負わない。)
- (13) **テクニカルエリアを設置しない。**
- (14) 決定戦のみマッチコーディネーションミーティングを開始70分前に行う。
出席者はMC、審判、両チーム監督・主務及び、運営担当とする。

8. 本大会の組合せは抽選会にて決定する。

9. 大会組合せ方式については三重県社会人部にて決定する。

10. 懲罰

- (1) 本大会と県内リーグ・社会人大会は懲罰規程上の同一競技とみなさない。ただし、各競技会終了時
での退場・退席による未消化の出場停止処分は本大会が直近の公式試合である場合、
本大会において順次消化する。
- (2) 本大会期間中に科せられた警告の累積は他大会には影響を及ぼさない。
(懲罰規程[別紙2]第2条3項参照)
- (3) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に直近の公式戦1試合に出場できず、それ以降
処置については規律委員会において決定する。(懲罰規程[別紙2]第4条参照)
- (4) 本大会において、他大会の出場停止処分を消化する場合は、事前に書面にて大会事務局まで提
しなければならない。(懲罰規程[別紙2]第7条参照)
- (5) 出場停止処分を受けた選手は、懲罰規程[別紙2]第3条の通り、試合が終了するまで制限される
区域には立入ることはできない。
- (6) 本大会は日本サッカー協会懲罰規程「第12章 懲罰」に則り、大会規律委員会を設け、委員長は
本連盟競技部会長とし、委員については委員長が決定する。[基本規程 第227条]
委員長:北寺 秀彰 ・委員:長谷川 明彦 ・ 大川 昌紀 ・ 中川 秀紀 ・ 若林 正一

- (7) 本大会の規律問題は、日本サッカー協会[基本規程(懲罰規程)]に従い、大会規律委員会が処理
しなければならない。[基本規程 第227条]

11. (1) 会場準備・整備は決められたチーム同士で実施しすること。

12. 東海出場枠・期日・会場

出場枠:1チーム

期 日:9月1日・2日

会 場:三重県

13. 本大会要項に規定されていない必要な事柄については、三重県サッカー協会1種社会人部において協議の
うえ、決定する。